

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 107 号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">税關様式 C 第 5878 号</p> <p>認定手続取りやめ通知書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 取りやめ通知第 (取りやめ通知書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税關官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付開始通知第 号により通知した疑義貨物について、関税法 <u>第 69 条の 15 第 10 項</u>の規定により、認定手続きを取りやめたので同条第 11 項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">(規格 A4)</p>	<p style="text-align: center;">税關様式 C 第 5878 号</p> <p>認定手続取りやめ通知書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 取りやめ通知第 (取りやめ通知書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税關官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付開始通知第 号により通知した疑義貨物について、関税法 <u>第 69 条の 12 第 10 項</u>の規定により、認定手続きを取りやめたので同条第 11 項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">(規格 A4)</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 107 号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5880 号	税關様式 C 第 5880 号
有価証券換価後金銭供託通知書	有価証券換価後金銭供託通知書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
殿	殿
(税關官署の長)	(税關官署の長)
印	印
<p>平成 年 月 日付の供託命令（供託命令通知第 号）により供託された有価証券については、関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 62 条の 20 第 3 項（同令第 62 条の 25 又は第 62 条の 32 において準用する場合を含む。）の規定に基づき換価の上、輸出差止申立て等又輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則（平成 6 年法務省・大蔵省令第 5 号）第 8 条、第 9 条又は第 10 条において準用する同規則第 4 条第 2 項の規定により供託したので、同規定第 8 条、第 9 条又は第 10 条において準用する同規則第 4 条第 4 項の規定に基づき通知します。</p>	<p>平成 年 月 日付の供託命令（供託命令通知第 号）により供託された有価証券については、関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 62 条の 17 第 3 項（同令第 62 条の 20 又は第 62 条の 27 において準用する場合を含む。）の規定に基づき換価の上、輸出差止申立て等又輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則（平成 6 年法務省・大蔵省令第 5 号）第 7 条、第 8 条又は第 9 条において準用する同法第 4 条第 2 項の規定により供託したので、同法第 7 条、第 8 条又は第 9 条において準用する同法第 4 条第 4 項の規定に基づき通知します。</p>
(添付書類)	(添付書類)
供託書正本の写し 1 部	供託書正本の写し 1 部

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5882 号	税關様式 C 第 5882 号
担 保 取 戻 事 由 確 認 申 請 書	担 保 取 戻 事 由 確 認 申 請 書
平 成 年 月 日	平 成 年 月 日
(税關官署の長) 殿 申請者 住所	(税關官署の長) 殿 申請者 住所
氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名)	氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名)
平成 年 月 日付の供託書正本預り証(第 号)に係る供託物について、下記事由により、損害の賠償を担保する必要がなくなったので、関税法第69条の15第8項第3号(同法第69条の16第5項において準用する場合を含む。)若しくは同法第69条の20第9項第1号の規定による確認の申請又は同項第4号に該当することの確認の求めを行います。	平成 年 月 日付の供託書正本預り証(第 号)に係る供託物について、下記事由により、損害の賠償を担保する必要がなくなったので、関税法第69条の12第8項第3号(同法第69条の13第5項において準用する場合を含む。)若しくは第69条の17第9項第1号の規定による確認の申請又は同項第4号に該当することの確認の求めを行います。
記	記
損害の賠償を担保する必要がなくなった事由	損害の賠償を担保する必要がなくなった事由
(注1) この申請書には、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書類を添付してください。	(注1) この申請書には、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書類を添付してください。
(注2) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)	(注2) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5884 号	税關様式 C 第 5884 号
支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 承 認 申 請 書	支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 承 認 申 請 書
平 成 年 月 日	平 成 年 月 日
(税關官署の長) 殿	(税關官署の長) 殿
申請者 住所	申請者 住所
氏名(名称及び代表者の氏名) 印	氏名(名称及び代表者の氏名) 印
(署名)	(署名)
平成 年 月 日付の供託書正本預り証(第 号)に係る供託物に代えて、支払保証委託契約を締結したので、 <u>関税法第69条の15第8項第4号(同法第69条の16第5項において準用する場合を含む。)</u> 又は <u>同法第69条の20第9項第2号</u> の規定により、その承認を申請します。	平成 年 月 日付の供託書正本預り証(第 号)に係る供託物に代えて、支払保証委託契約を締結したので、 <u>関税法第69条の12第8項第4号(同法第69条の13第5項において準用する場合を含む。)</u> 又は <u>同法第69条の17第9項第2号</u> の規定により、その承認を申請します。
(注)申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。	(注)申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。
支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 承 認 書	支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 承 認 書
第 号 上記申請を承認します。 平成 年 月 日	第 号 上記申請を承認します。 平成 年 月 日
(税關官署の長) 印	(税關官署の長) 印
(注)1. この申請書は、2部提出してください。 2. この申請書には、支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付して下さい。	(注)1. この申請書は、2部提出してください。 2. この申請書には、支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付して下さい。
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5886 号	税關様式 C 第 5886 号
供託物差替承認申請書（供託書正本提出書兼用）	供託物差替承認申請書（供託書正本提出書兼用）
平 成 年 月 日	平 成 年 月 日
（税關官署の長） 殿	（税關官署の長） 殿
申請者 住所	申請者 住所
氏名(名称及び代表者の氏名) (署名) 印	氏名(名称及び代表者の氏名) (署名) 印
平成 年 月 日付の供託書正本預り証（第 号）に係る供託物に差し替えて、他の供託物を供託したので、関税法第69条の15第8項第5号（同法第69条の16第5項において準用する場合を含む。）又は第69条の20第9項第3号の規定により、その承認を申請します。	平成 年 月 日付の供託書正本預り証（第 号）に係る供託物に差し替えて、他の供託物を供託したので、関税法第69条の12第8項第5号（同法第69条の13第5項において準用する場合を含む。）又は第69条の17第9項第3号の規定により、その承認を申請します。
（注）申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択）。	（注）申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択）。
供託物差替承認書（供託書正本預り証兼用）	供託物差替承認書（供託書正本預り証兼用）
第 号（供託番号 ） 上記申請を承認し、あわせて供託書正本を預ります。 平成 年 月 日	第 号（供託番号 ） 上記申請を承認し、あわせて供託書正本を預ります。 平成 年 月 日
（税關官署の長） 印	（税關官署の長） 印
（注）1. この申請書は、2部提出してください。 2. この申請書には、差替え後の供託書正本を添付してください。	（注）1. この申請書は、2部提出してください。 2. この申請書には、差替え後の供託書正本を添付してください。
（規格 A4）	（規格 A4）

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5888 号	税關様式 C 第 5888 号
損害賠償請求権存在確認書交付請求書	損害賠償請求権存在確認書交付請求書
平 成 年 月 日	平 成 年 月 日
（税關官署の長） 殿	（税關官署の長） 殿
住所	住所
氏名（名称及び代表者の氏名） 印	氏名（名称及び代表者の氏名） 印
関税法施行令第62条の21第4項（同令第62条の25又は第62条の32において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、損害賠償請求権存在確認書の交付を請求します。	関税法施行令第62条の16第4項（同令第62条の20又は第62条の27において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、損害賠償請求権存在確認書の交付を請求します。
記	記
1. 損害賠償義務者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所	1. 損害賠償義務者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所
2. 要求しようとする損害賠償額	2. 要求しようとする損害賠償額
3. 損害賠償請求権発生の原因たる事実	3. 損害賠償請求権発生の原因たる事実
4. 支払保証委託契約の相手方の名称及び所在地	4. 支払保証委託契約の相手方の名称及び所在地
5. その他参考となる事項	5. その他参考となる事項
<p>（注）この申請書には、次のいずれかの書面の謄本等を添付してください。</p> <p>（1）民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条第1項（債務名義）に規定する債務名義（確定判決等） （2）損害賠償請求権の存在を確認する確定判決若しくはそれと同一の効力を有するものであつて執行力が付与されていないもの （3）供託の原因となった貨物の輸入者と金銭等を供託した申立人との間で和解し、当該輸入者に当該立会人に対する損害賠償請求件があること及びその額を記載した書面 （4）（1）から（3）に掲げるものに類するもの</p>	<p>（注）この申請書には、次のいずれかの書面の謄本等を添付してください。</p> <p>（1）民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条第1項（債務名義）に規定する債務名義（確定判決等） （2）損害賠償請求権の存在を確認する確定判決若しくはそれと同一の効力を有するものであつて執行力が付与されていないもの （3）供託の原因となった貨物の輸入者と金銭等を供託した申立人との間で和解し、当該輸入者に当該立会人に対する損害賠償請求件があること及びその額を記載した書面 （4）（1）から（3）に掲げるものに類するもの</p>
（規格 A4）	（規格 A4）

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5890 号	税関様式 C 第 5890 号
損害賠償請求権存在確認書	損害賠償請求権存在確認書
1. 損害賠償請求権者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所	1. 損害賠償請求権者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所
2. 損害賠償義務者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所	2. 損害賠償義務者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所
3. 損害賠償請求権の額	3. 損害賠償請求権の額
4. 支払保証委託契約の相手方の名称及び所在地並びに契約金額	4. 支払保証委託契約の相手方の名称及び所在地並びに契約金額
関税法施行令第 <u>62条の21</u> 第4項（同令 <u>第62条の25</u> 又は <u>第62条の32</u> において準用する場合を含む。）の規定により、上記のとおり確認する。	関税法施行令第 <u>62条の16</u> 第4項（同令 <u>第62条の20</u> 又は <u>第62条の27</u> において準用する場合を含む。）の規定により、上記のとおり確認する。
平成 年 月 日	平成 年 月 日
(税關官署の長)	印
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">税關様式 C 第 5896 号</p> <p style="text-align: center;">見本検査承認申請書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>(税關官署の長) 殿</p> <p>申請者 住所</p> <p>氏名(名称及び代表者の氏名) 印</p> <p>(署名)</p> <p>平成 年 月 日付開始通知第 <u> </u>号により通知のあった疑義貨物について見本の検査を行いたいので、<u>関税法第69条の16第1項</u>の規定により申請します。</p> <p>1. 関税法施行令<u>第62条の16第1項</u>の規定により証拠を提出し、又は意見を述べるためにその検査が必要である理由</p> <p>2. 見本の数量</p> <p>3. 見本の検査をする場所及び日時並びに検査の方法</p> <p>4. 見本の検査の前後において上記3に規定する場所と異なる場所に見本を保管する場合には、その場所及び保管の方法</p> <p>5. 見本を運送する場合には、その運送の方法</p> <p>6. その他参考となるべき事項</p> <p>(注1) この申請書は2部提出して下さい。 (注2) この申請書には、「認定手続開始通知書(権利者用)」の写しを添付して下さい。 (注3) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます。</p>	<p style="text-align: right;">税關様式 C 第 5896 号</p> <p style="text-align: center;">見本検査承認申請書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>(税關官署の長) 殿</p> <p>申請者 住所</p> <p>氏名(名称及び代表者の氏名) 印</p> <p>(署名)</p> <p>平成 年 月 日付開始通知第 <u> </u>号により通知のあった疑義貨物について見本の検査を行いたいので、<u>関税法第69条の13第1項</u>の規定により申請します。</p> <p>1. 関税法施行令<u>第62条の11第1項</u>の規定により証拠を提出し、又は意見を述べるためにその検査が必要である理由</p> <p>2. 見本の数量</p> <p>3. 見本の検査をする場所及び日時並びに検査の方法</p> <p>4. 見本の検査の前後において上記3に規定する場所と異なる場所に見本を保管する場合には、その場所及び保管の方法</p> <p>5. 見本を運送する場合には、その運送の方法</p> <p>6. その他参考となるべき事項</p> <p>(注1) この申請書は2部提出して下さい。 (注2) この申請書には、「認定手続開始通知書(権利者用)」の写しを添付して下さい。 (注3) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます。</p>

(規格 A4)

(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5898 号	税關様式 C 第 5898 号
見本検査承認申請通知書	見本検査承認申請通知書
平成 年 月 日 承認申請通知第 号 (見本検査承認申請通知書番号)	平成 年 月 日 承認申請通知第 号 (見本検査承認申請通知書番号)
殿	殿
(税關官署の長)	印
(添付書類)	(添付書類)
見本検査承認申請書(写) 1部	見本検査承認申請書(写) 1部
(注) 見本検査承認申請が承認された場合、申請者は税關から交付された見本について、分解、分析、性能試験等を実施することができます。したがって、交付された見本については、原状回復ができない場合があります。また、上記の疑義貨物が輸入してはならない貨物に該当すると認定されなかった場合において、申請者による検査の結果見本に生じた損害については、貴殿と申請者との間で解決することになります。	(注) 見本検査承認申請が承認された場合、申請者は税關から交付された見本について、分解、分析、性能試験等を実施することができます。したがって、交付された見本については、原状回復ができない場合があります。また、上記の疑義貨物が輸入禁制品に該当すると認定されなかった場合において、申請者による検査の結果見本に生じた損害については、貴殿と申請者との間で解決することになります。
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5900 号	税關様式 C 第 5900 号
見本検査承認通知書（申請者用）	見本検査承認通知書（申請者用）
平成 年 月 日 承認通知第 (見本検査承認通知書番号)	平成 年 月 日 承認通知第 (見本検査承認通知書番号)
殿	殿
(税關官署の長)	印
	(税關官署の長) 印
平成 年 月 日付見本検査承認申請については、承認することとしたので、 <u>関税法第69条の16第3項</u> の規定により通知します。	平成 年 月 日付見本検査承認申請については、承認することとしたので、 <u>関税法第69条の13第3項</u> の規定により通知します。
(注) 見本の検査その他見本の取扱いにおいて知り得た事項を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、 <u>関税法第69条の12第7項</u> の規定により禁止されています。	(注) 見本の検査その他見本の取扱いにおいて知り得た事項を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、 <u>関税法第69条の9第7項</u> の規定により禁止されています。
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5902 号	税關様式 C 第 5902 号
見本検査承認通知書（輸入者等用）	見本検査承認通知書（輸入者等用）
平成 年 月 日 承認通知第 (見本検査承認通知書番号)	平成 年 月 日 承認通知第 (見本検査承認通知書番号)
殿	殿
(税關官署の長)	印
(税關官署の長)	印
平成 年 月 日付承認申請通知第 号により通知した見本検査承認申請については、承認することとしたので、 <u>関税法第69条の16第3項</u> の規定により通知します。	平成 年 月 日付承認申請通知第 号により通知した見本検査承認申請については、承認することとしたので、 <u>関税法第69条の13第3項</u> の規定により通知します。
1. 検査場所	1. 検査場所
2. 検査の日時	2. 検査の日時
(注) 申請により見本の検査に立ち会うことができます。	(注) 申請により見本の検査に立ち会うことができます。
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5906 号	税關様式 C 第 5906 号
見本検査不承認通知書（申請者用）	見本検査不承認通知書（申請者用）
平成 年 月 日 不承認通知第 号 (見本検査不承認通知書番号)	平成 年 月 日 不承認通知第 号 (見本検査不承認通知書番号)
殿	殿
(税關官署の長)	印
	(税關官署の長) 印
平成 年 月 日付見本検査承認申請については、下記理由により、これを承認しないこととしたので、 <u>関税法施行令第62条の24第3項</u> の規定により通知します。	平成 年 月 日付見本検査承認申請については、下記理由により、これを承認しないこととしたので、 <u>関税法施行令第62条の19第3項</u> の規定により通知します。
記	記
理由：	理由：
	<u>以上</u>
<u>以上</u>	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5908 号	税關様式 C 第 5908 号
見本検査不承認通知書（輸入者等用）	見本検査不承認通知書（輸入者等用）
平成 年 月 日 不承認通知第 号 (見本検査不承認通知書番号)	平成 年 月 日 不承認通知第 号 (見本検査不承認通知書番号)
殿	殿
(税關官署の長)	印
(税關官署の長)	印
平成 年 月 日付承認申請通知第 号により通知した見本検査承認申請について は、承認しないこととしたので、 <u>関税法施行令第62条の24第3項</u> の規定により通知します。	平成 年 月 日付承認申請通知第 号により通知した見本検査承認申請について は、承認しないこととしたので、 <u>関税法施行令第62条の19第3項</u> の規定により通知します。
(理由)	(理由)
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5910 号	税關様式 C 第 5910 号
供 託 命 令 書	供 託 命 令 書
平 成 年 月 日 見本検査供託命令通知 第 号 (見本検査供託命令書番号)	平 成 年 月 日 見本検査供託命令通知 第 号 (見本検査供託命令書番号)
殿	殿
(税關官署の長)	(税關官署の長)
印	印
関税法第69条の16第5項において準用する同法第69条の15〔第1項・第2項〕の規定により、下記のとおり金銭の供託を命じます。 なお、下記の期限までに金銭の全部について供託をせず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしない場合には、同法第69条の16第5項において準用する同法第69条の15第10項の規定により見本検査の承認をしないことがあります。	関税法第69条の13第5項において準用する同法第69条の12〔第1項・第2項〕の規定により、下記のとおり金銭の供託を命じます。 なお、下記の期限までに金銭の全部について供託をせず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしない場合には、同法第69条の13第5項において準用する同法第69条の12第10項の規定により見本検査の承認をしないことがあります。
記	記
開始通知書番号	
供託場所	
供託額	
供託期限	平成 年 月 日
開始通知書番号	
供託場所	
供託額	
供託期限	平成 年 月 日
(注) 1. 供託命令は、見本に係る疑義貨物が関税法第69条の11第1項第9号・第10号に掲げる貨物に該当すると認定されなかった場合に、輸入者が被る損害を担保するため必要があると税關長が認めるときに行われるものです。供託命令を受けた者は、この命令書に記載された供託期限内に指定された供託場所に金銭を供託し、その供託書正本を供託命令の通知を行った税關官署に提出してください。 2. 供託すべき金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第129条第1項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等のうち振替国債を含む。）で税關長が確実と認めるものをもってこれに代えることができます。 3. 供託命令に対し、関税法第69条の16第5項において準用する同法第69条の15第5項の規定により、支払保証委託契約を締結した旨の届出を供託期限内に供託命令を行った税關官署に届け出たときは、金銭又は有価証券の供託をしないことができます。	(注) 1. 供託命令は、見本に係る疑義貨物が関税法第69条の8第1項第9号・10号に掲げる貨物に該当すると認定されなかった場合に、輸入者が被る損害を担保するため必要があると税關長が認めるときに行われるものです。供託命令を受けた者は、この命令書に記載された供託期限内に指定された供託場所に金銭を供託し、その供託書正本を供託命令の通知を行った税關官署に提出してください。 2. 供託すべき金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第129条第1項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等のうち振替国債を含む。）で税關長が確実と認めるものをもってこれに代えることができます。 3. 供託命令に対し、関税法第69条の13第5項において準用する同法第69条の12第5項の規定により、支払保証委託契約を締結した旨の届出を供託期限内に供託命令を行った税關官署に届け出たときは、金銭又は有価証券の供託をしないことができます。
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5912 号 見本検査立会い申請書	税關様式 C 第 5912 号 見本検査立会い申請書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
(税關官署の長) 殿	(税關官署の長) 殿
申請者 住所	申請者 住所
氏名(名称及び代表者の氏名) 印	氏名(名称及び代表者の氏名) 印
(署名)	(署名)
平成 年 月 日付承認通知第 <u> </u> 号により通知があった見本検査に立ち会いたいので、 <u>関税法第69条の16第6項</u> の規定により申請します。	平成 年 月 日付承認通知第 <u> </u> 号により通知があった見本検査に立ち会いたいので、 <u>関税法第69条の13第6項</u> の規定により申請します。
1. 立会人の氏名及び住所並びに職名(所属)	1. 立会人の氏名及び住所並びに職名(所属)
2. 参考となるべき事項	2. 参考となるべき事項
(注1) 立会人が申請者自身又は申請者の職員であるときは住所の記載を省略して差し支えありません。	(注1) 立会人が申請者自身又は申請者の職員であるときは住所の記載を省略して差し支えありません。
(注2) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。	(注2) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
(注3) 代理人が立会いを行う場合は、申請者からの委託を証する書面を添付してください。	(注3) 代理人が立会いを行う場合は、申請者からの委託を証する書面を添付してください。
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5914 号	税関様式 C 第 5914 号
特許庁長官意見照会請求書	特許庁長官意見照会請求書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
(税関官署の長) 殿	(税関官署の長) 殿
請求者 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) (署名)	請求者 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) (署名)
(連絡先) 担当者 電話(FAX)番号	(連絡先) 担当者 電話(FAX)番号
関税法第69条の17第1項の規定に基づき、平成 年 月 日付認定手続開始通知書 (開始通知書番号第 号)に係る貨物について、下記のとおり特許庁長官の意見を聞くよう求めます。	関税法第69条の14第1項の規定に基づき、平成 年 月 日付認定手続開始通知書 (開始通知書番号第 号)に係る貨物について、下記のとおり特許庁長官の意見を聞くよう求めます。
記	記
1. 通知日 平成 年 月 日	1. 通知日 平成 年 月 日
2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日 平成 年 月 日	2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日 平成 年 月 日
3. 意見照会請求をする理由	3. 意見照会請求をする理由
4. その他参考となるべき事項	4. その他参考となるべき事項
(添付資料)	(添付資料)
(注) 請求者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択) (規格 A4)	(注) 請求者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択) (規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5916 号	税關様式 C 第 5916 号
特許庁長官意見照会書	特許庁長官意見照会書
平成 年 月 日 照会番号 第 号	平成 年 月 日 照会番号 第 号
特許庁長官 殿	特許庁長官 殿
(税關官署の長) 印	(税關官署の長) 印
<p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、 <u>関税法第69条の17第1項</u>の規定に基づき特許権者又は輸入者等から特許庁長官の意見を聞く ことの求めがあったので、同条第2項又は<u>同法第69条の17第9項</u>の規定に基づき、貴職の意見を 求めます。</p> <p>なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願い します。</p>	<p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、 <u>関税法第69条の14第1項</u>の規定に基づき特許権者又は輸入者等から特許庁長官の意見を聞く ことの求めがあったので、同条第2項又は<u>関税法第69条の14第9項</u>の規定に基づき、貴職の意見を 求めます。</p> <p>なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願い します。</p>
(添付資料)	(添付資料)
<p>[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p>	<p>[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p>
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5918 号 特許庁長官意見照会請求通知	税関様式 C 第 5918 号 特許庁長官意見照会請求通知
平成 年 月 日	平成 年 月 日
殿	殿
(税関官署の長) 印	(税関官署の長) 印
平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）で認定手続を開始した貨物について、 <u>関税法第69条の17第2項・第9項</u> の規定により特許庁長官の意見を求めるので、通知します。なお、 <u>関税法施行令第62条の28第3項</u> の規定により、当該申請に係る添付資料（別添）について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。	平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）で認定手続を開始した貨物について、 <u>関税法第69条の14第2項・第9項</u> の規定により特許庁長官の意見を求めるので、通知します。なお、 <u>関税法施行令第62条の23第3項</u> の規定により、当該申請に係る添付資料（別添）について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。
記	記
意見を述べることができる期限	意見を述べることができる期限
平成 年 月 日	平成 年 月 日
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5920 号	税関様式 C 第 5920 号
特許庁長官意見照会実施通知書	特許庁長官意見照会実施通知書
平 成 年 月 日	平 成 年 月 日
殿	殿
(税関官署の長) 印	(税関官署の長) 印
<p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、 <u>関税法第69条の17第2項・第9項</u>に規定する特許庁長官への意見照会を行ったので、同条第5項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。</p>	<p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、 <u>関税法第69条の14第2項・第9項</u>に規定する特許庁長官への意見照会を行ったので、 同条第5項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。</p>
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5922 号	税関様式 C 第 5922 号
特許庁長官意見照会不実施通知書	特許庁長官意見照会不実施通知書
平 成 年 月 日	平 成 年 月 日
殿	殿
(税関官署の長) 印	(税関官署の長) 印
平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）にかかる貨物について、平成 年 月 日付で請求のあった特許庁長官への意見照会については、下記の理由により、これを行わないこととしましたので、 <u>関税法第69条の17第3項</u> の規定に基づき通知します。	平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）にかかる貨物について、平成 年 月 日付で請求のあった特許庁長官への意見照会については、下記の理由により、これを行わないこととしましたので、 <u>関税法第69条の14第3項</u> の規定に基づき通知します。
記	記
理由：	理由：
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5924 号 特許庁長官意見照会回答通知書	税關様式 C 第 5924 号 特許庁長官意見照会回答通知書
平 成 年 月 日	平 成 年 月 日
殿	殿
(税關官署の長) 印	(税關官署の長) 印
平成 年 月 日付特許庁長官意見照会実施通知により通知した照会結果について、特許庁長官から下記の回答を得ましたので、 <u>関税法第69条の17第6項（同条第10項において準用する場合を含む。）</u> の規定により通知します。 なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。	平成 年 月 日付特許庁長官意見照会実施通知により通知した照会結果について、特許庁長官から下記の回答を得ましたので、 <u>関税法第69条の14第6項（同条第10項において準用する場合を含む。）</u> の規定により通知します。 なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。
記	記
[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)	[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5926 号	税関様式 C 第 5926 号
特許庁長官意見照会回答不要通知書	特許庁長官意見照会回答不要通知書
平成 年 月 日 回答不要通知番号第 号	平成 年 月 日 回答不要通知番号第 号
特 許 庁 長 官 殿	特 許 庁 長 官 殿
(税関官署の長) 印	(税関官署の長) 印
平成 年 月 日付特許庁長官意見照会書（照会番号第 号）については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、 <u>関税法第69条の17第8項</u> の規定に基づき通知します。	平成 年 月 日付特許庁長官意見照会書（照会番号第 号）については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、 <u>関税法第69条の14第8項</u> の規定に基づき通知します。
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前								
税関様式 C 第 5928 号	税関様式 C 第 5928 号								
特許庁長官意見照会ができる期間の延長通知書 (申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用)	特許庁長官意見照会ができる期間の延長通知書 (申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用)								
平 成 年 月 日	平 成 年 月 日								
殿	殿								
(税関官署の長) 印	(税関官署の長) 印								
<p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、特許庁長官意見照会ができる期間を下記のとおり延長することとしましたので、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定に基づき通知します。併せて、同法第 69 条の 20 第 2 項の規定により、当該開始通知書による申立特許権者等への通知が行われた日を下記のとおり通知します。</p> <p>なお、同法第 69 条の 20 第 1 項の規定により、当該期間内に特許庁長官意見照会の求めがない場合、当該期間経過後、輸入者等が認定手続の取りやめを求めることができることとなります。</p>									
記									
<p>1. 延長内容</p> <table> <tr> <td>(1) 当初の期間末日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>(1) 当初の期間末日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>(2) 延長後の期間末日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>(2) 延長後の期間末日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		(1) 当初の期間末日	平成 年 月 日	(1) 当初の期間末日	平成 年 月 日	(2) 延長後の期間末日	平成 年 月 日	(2) 延長後の期間末日	平成 年 月 日
(1) 当初の期間末日	平成 年 月 日	(1) 当初の期間末日	平成 年 月 日						
(2) 延長後の期間末日	平成 年 月 日	(2) 延長後の期間末日	平成 年 月 日						
<p>2. 申立特許権者等への通知日</p> <table> <tr> <td>平成 年 月 日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		平成 年 月 日	平成 年 月 日						
平成 年 月 日	平成 年 月 日								
(規格 A4)									

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(裏面)</p> <p>表面1.(2)に記載の期日は、以下の請求を行うための基準となるものです。</p> <p>1. 申立特許権者等の場合 関税法第69条の17第1項に規定する特許庁長官への意見照会の請求 本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。</p> <p>2. 輸入者の場合 (1) 関税法第69条の17第1項に規定する特許庁長官への意見照会の請求 本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。 (2) 関税法第69条の20第1項に規定する認定手続取りやめ請求 次に掲げる日のいずれか遅い日後（認定手続中に限る。）当該請求を行うことができます。 (I) 本件通知による延期後の期間末日 (II) 関税法第69条の17第5項に規定する特許庁長官への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第6項に規定する特許庁長官の意見の通知を受けた日から起算して10日を経過する日</p> <p>* 表面2.の「申立特許権者等への通知日」（以下「通知日」という。）は、本件通知による延長前又は延長後の期間を算定するための基準となる日です。</p> <p>（参考） 通知日 申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日 十日経過日 通知日から起算して10日を経過する日（行政機関の休日（土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日））の日数を算入しない。） 二十日経過日 税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から20日を経過する日（行政機関の休日の日数を算入しない。）</p> <p>* なお、上記2.(2)の(I)の「10日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。</p>	<p>(裏面)</p> <p>表面1.(2)に記載の期日は、以下の請求を行うための基準となるものです。</p> <p>1. 申立特許権者等の場合 関税法第69条の14第1項に規定する特許庁長官への意見照会の請求 本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。</p> <p>2. 輸入者の場合 (1) 関税法第69条の14第1項に規定する特許庁長官への意見照会の請求 本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。 (2) 関税法第69条の17第1項に規定する認定手続取りやめ請求 次に掲げる日のいずれか遅い日後（認定手続中に限る。）当該請求を行うことができます。 (I) 本件通知による延期後の期間末日 (II) 関税法第69条の14第5項に規定する特許庁長官への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第6項に規定する特許庁長官の意見の通知を受けた日から起算して10日を経過する日</p> <p>* 表面2.の「申立特許権者等への通知日」（以下「通知日」という。）は、本件通知による延長前又は延長後の期間を算定するための基準となる日です。</p> <p>（参考） 通知日 申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日 十日経過日 通知日から起算して10日を経過する日（行政機関の休日（土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日））の日数を算入しない。） 二十日経過日 税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から20日を経過する日（行政機関の休日の日数を算入しない。）</p> <p>* なお、上記2.(2)の(I)の「10日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5930 号	税關様式 C 第 5930 号
農林水産大臣意見照会書	農林水産大臣意見照会書
平成 年 月 日 照会番号 第	平成 年 月 日 照会番号 第
農林水産大臣 殿	農林水産大臣 殿
(税關官署の長) 印	(税關官署の長) 印
平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、 関税法第69条の18第1項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。 なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。	平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、 関税法第69条の15第1項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。 なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。
(意見照会をする理由)	(意見照会をする理由)
(添付資料)	(添付資料)
[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)	[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 107 号） 税關様式】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5932 号	税關様式 C 第 5932 号
農林水産大臣意見照会実施通知書	農林水産大臣意見照会実施通知書
平 成 年 月 日	平 成 年 月 日
殿	殿
(税關官署の長) 印	(税關官署の長) 印
平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、 関税法第 69 条の 18 第 1 項に規定する農林水産大臣への意見照会を行ったので、同条第 3 項の規定により通知します。	平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、 関税法第 69 条の 15 第 1 項に規定する農林水産大臣への意見照会を行ったので、同条第 3 項の規定により通知します。
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5934 号	税關様式 C 第 5934 号
農林水産大臣意見照会回答通知書	農林水産大臣意見照会回答通知書
平 成 年 月 日	平 成 年 月 日
殿	殿
(税關官署の長) 印	(税關官署の長) 印
平成 年 月 日付農林水産大臣意見照会実施通知書により通知した照会について農林水産大臣から下記の回答を得ましたので、関税法第69条の18第4項の規定により通知します。 なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。	平成 年 月 日付農林水産大臣意見照会実施通知書により通知した照会について農林水産大臣から下記の回答を得ましたので、関税法第69条の15第4項の規定により通知します。 なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。
記	記
[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)	[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5936 号	税關樣式 C 第 5936 号
農林水産大臣意見照会回答不要通知書	農林水産大臣意見照会回答不要通知書
平成 年 月 日 回答不要通知番号第 号	平成 年 月 日 回答不要通知番号第 号
農林水産大臣 殿	農林水産大臣 殿
(税関官署の長) 印	(税關官署の長) 印
平成 年 月 日付農林水産大臣意見照会書（照会番号第 号）については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、 <u>関税法第69条の18第5項</u> の規定に基づき通知します。	平成 年 月 日付農林水産大臣意見照会書（照会番号第 号）については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、 <u>關稅法第69条の15第5項</u> の規定に基づき通知します。
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5938 号	税關様式 C 第 5938 号
経済産業大臣意見照会書	経済産業大臣意見照会書
平成 年 月 日 照会番号 第	平成 年 月 日 照会番号 第
経済産業大臣 殿	経済産業大臣 殿
(税關官署の長) 印	(税關官署の長) 印
平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、 関税法第69条の18第1項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。 なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。	平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、 関税法第69条の15第1項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。 なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。
記	記
(意見照会をする理由)	(意見照会をする理由)
(添付資料)	(添付資料)
[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)	[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 107 号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5940 号	税関様式 C 第 5940 号
経済産業大臣意見照会実施通知書	経済産業大臣意見照会実施通知書
平 成 年 月 日	平 成 年 月 日
殿	殿
(税関官署の長) 印	(税関官署の長) 印
平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、 関税法第 69 条の 18 第 1 項に規定する経済産業大臣への意見照会を行ったので、同条第 3 項の規定により通知します。	平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、 関税法第 69 条の 15 第 1 項に規定する経済産業大臣への意見照会を行ったので、同条第 3 項の規定により通知します。
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5942 号	税関様式 C 第 5942 号
経済産業大臣意見照会回答通知書	経済産業大臣意見照会回答通知書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
殿	殿
(税関官署の長) 印	(税関官署の長) 印
平成 年 月 日付経済産業大臣意見照会実施通知書により通知した照会について経済産業大臣から下記の回答を得ましたので、 <u>関税法第69条の18第4項</u> の規定により通知します。 なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。	平成 年 月 日付経済産業大臣意見照会実施通知書により通知した照会について経済産業大臣から下記の回答を得ましたので、 <u>関税法第69条の15第4項</u> の規定により通知します。 なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。
記	記
[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)	[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5944 号	税関様式 C 第 5944 号
経済産業大臣意見照会回答不要通知書	経済産業大臣意見照会回答不要通知書
平成 年 月 日 回答不要通知番号第 号	平成 年 月 日 回答不要通知番号第 号
経 濟 产 業 大 臣 殿	経 濟 产 業 大 臣 殿
(税関官署の長) 印	(税関官署の長) 印
平成 年 月 日付経済産業大臣意見照会書（照会番号第 号）については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、 <u>関税法第69条の18第5項</u> の規定に基づき通知します。	平成 年 月 日付経済産業大臣意見照会書（照会番号第 号）については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、 <u>関税法第69条の15第5項</u> の規定に基づき通知します。
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5946 号	税関様式 C 第 5946 号
認定手続における専門委員意見照会実施通知書	認定手続における専門委員意見照会実施通知書
平 成 年 月 日	平 成 年 月 日
殿	殿
税関長	税関長
印	印
<p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、<u>関税法第69条の19</u>に規定する専門委員への意見照会を下記1の日時・場所において行うこととするので通知しますので、専門委員として下記2の者の意見を聞くことについて意見がある場合は、平成 年 月 日までに書面により提出してください。</p> <p>なお、下記1の日時・場所において意見を述べることができますので、出席される場合はその旨ご連絡ください。</p> <p>当該照会に対する上記の意見の提出又は連絡については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。</p>	<p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、<u>関税法第69条の16</u>に規定する専門委員への意見照会を下記1の日時・場所において行うこととするので通知しますので、専門委員として下記2の者の意見を聞くことについて意見がある場合は、平成 年 月 日までに書面により提出してください。</p> <p>なお、下記1の日時・場所において意見を述べることができますので、出席される場合はその旨ご連絡ください。</p> <p>当該照会に対する上記の意見の提出又は連絡については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。</p>
記	記
1. 日時・場所	1. 日時・場所
2. 専門委員として意見を聞くことを予定している者	2. 専門委員として意見を聞くことを予定している者
氏名	氏名
職名	職名
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
以上	以上
[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)	[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 107 号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5948 号	税関様式 C 第 5948 号
委 嘱 状	委 嘱 状
平 成 年 月 日	平 成 年 月 日
殿	殿
税関長	印
貴殿を <u>関税法第 69 条の 19</u> に規定する専門委員に委嘱します。	貴殿を <u>関税法第 69 条の 16</u> に規定する専門委員に委嘱します。
期間	期間
自：平成 年 月 日	自：平成 年 月 日
至：	至：
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5950 号 認定手続における専門委員意見照会書	税関様式 C 第 5950 号 認定手続における専門委員意見照会書
平成 年 月 日 照会番号 第 号	平成 年 月 日 照会番号 第 号
殿	殿
税関長 印	税関長 印
平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、 関税法第69条の19の規定に基づき、以下の理由により、貴殿の意見を求ることとしましたので、通知します。 なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。	平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、 関税法第69条の16の規定に基づき、以下の理由により、貴殿の意見を求ることとしましたので、通知します。 なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。
記	記
理由：	理由：
(添付資料)	(添付資料)
[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)	[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前				
税関様式 C 第 5958 号	税関様式 C 第 5958 号				
申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書	申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書				
平成 年 月 日	平成 年 月 日				
殿	殿				
(税関官署の長) 印	(税関官署の長) 印				
<p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物についての申立特許権者等への認定手続開始の通知が行われた日は、下記のとおりですので、関税法第69条の20第2項の規定に基づき通知します。</p>					
<p>記</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">通知日</td><td style="width: 50%;">平成 年 月 日</td></tr> <tr> <td>10日経過日</td><td>平成 年 月 日</td></tr> </table>		通知日	平成 年 月 日	10日経過日	平成 年 月 日
通知日	平成 年 月 日				
10日経過日	平成 年 月 日				
<p>記</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">通知日</td><td style="width: 50%;">平成 年 月 日</td></tr> <tr> <td>10日経過日</td><td>平成 年 月 日</td></tr> </table>		通知日	平成 年 月 日	10日経過日	平成 年 月 日
通知日	平成 年 月 日				
10日経過日	平成 年 月 日				
(規格 A4)	(規格 A4)				

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(裏面)</p> <p>表面に記載の期日は、以下の請求を行うための基準日となるものです。</p> <p>1. 申立特許権者等の場合 関税法第69条の17第1項に規定する特許庁長官への意見照会の請求 十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日までの間、当該請求を行うことができます。</p> <p>2. 輸入者の場合 (1) 関税法第69条の17第1項に規定する特許庁長官への意見照会の請求 十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日までの間、当該請求を行うことができます。 (2) 関税法第69条の20第1項に規定する認定手続取りやめ請求 次に掲げる日のいずれか遅い日後（認定手続中に限る。）当該請求を行うことができます。 (イ) 十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日 (ロ) 関税法第69条の17第5項に規定する特許庁長官への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第6項に規定する特許庁長官の意見の通知を受けた日から起算して10日を経過する日</p> <p>(参考) 通知日 申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日。 十日経過日 通知日から起算して10日を経過する日（行政機関の休日（土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日））の日数を算入しない。） 二十日経過日 税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から20日を経過する日（行政機関の休日の日数を算入しない。）</p> <p>* なお、上記2.(2)(ロ)の「10日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。</p>	<p>(裏面)</p> <p>表面に記載の期日は、以下の請求を行うための基準日となるものです。</p> <p>1. 申立特許権者等の場合 関税法第69条の14第1項に規定する特許庁長官への意見照会の請求 十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日までの間、当該請求を行うことができます。</p> <p>2. 輸入者の場合 (1) 関税法第69条の14第1項に規定する特許庁長官への意見照会の請求 十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日までの間、当該請求を行うことができます。 (2) 関税法第69条の17第1項に規定する認定手続取りやめ請求 次に掲げる日のいずれか遅い日後（認定手続中に限る。）当該請求を行うことができます。 (イ) 十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日 (ロ) 関税法第69条の14第5項に規定する特許庁長官への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第6項に規定する特許庁長官の意見の通知を受けた日から起算して10日を経過する日</p> <p>(参考) 通知日 申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日。 十日経過日 通知日から起算して10日を経過する日（行政機関の休日（土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日））の日数を算入しない。） 二十日経過日 税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から20日を経過する日（行政機関の休日の日数を算入しない。）</p> <p>* なお、上記2.(2)(ロ)の「10日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5960 号	税関様式 C 第 5960 号
認定手続取りやめ請求書	認定手続取りやめ請求書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
(税関官署の長) 殿	(税関官署の長) 殿
<p>請求者 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) (署名) (連絡先) 担当者 電話(FAX)番号</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<p>請求者 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) (署名) (連絡先) 担当者 電話(FAX)番号</p> <p style="text-align: right;">印</p>
関税法第69条の20第1項の規定に基づき、平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について認定手続の取りやめを求めたいので、下記のとおり申請します。	関税法第69条の17第1項の規定に基づき、平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について認定手続の取りやめを求めたいので、下記のとおり申請します。
記	記
1. 通知日 平成 年 月 日	1. 通知日 平成 年 月 日
2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日 平成 年 月 日	2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日 平成 年 月 日
3. 特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けた日 平成 年 月 日	3. 特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けた日 平成 年 月 日
4. その他参考となるべき事項	4. その他参考となるべき事項
(注)請求者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。	(注)請求者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 107 号） 税關様式】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">税關様式 C 第 5962 号</p> <p>認定手続取りやめ請求受理通知書</p> <p style="text-align: center;">平 成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税關官署の長)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について 税法第 69 条の 20 第 1 項に規定する認定手続取りやめの請求がありましたので、同条第 3 項の規 定により通知します。</p>	<p style="text-align: right;">税關様式 C 第 5962 号</p> <p>認定手續取りやめ請求受理通知書</p> <p style="text-align: right;">平 成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">殿</p> <p style="text-align: right;">(税關官署の長)</p> <p style="text-align: left;">印</p> <p>平成 年 月 日付認定手續開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物につ いて税法第 69 条の 17 第 1 項に規定する認定手續取りやめの請求がありましたので、同条第 3 項の規定により通知します。</p>

(規格 A4)

(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5964 号	税関様式 C 第 5964 号
認定手続取りやめ通知書 平成 年 月 日 認定手続取りやめ通知第 号 (認定手続取りやめ通知書番号) 殿	認定手続取りやめ通知書 平成 年 月 日 認定手續取りやめ通知第 号 (認定手續取りやめ通知書番号) 殿
(税関官署の長) 印	(税關官署の長) 印
平成 年 月 日付認定手續取りやめ請求書による請求があった認定手續の取りやめについては、 <u>関税法第69条の20第11項</u> の規定により当該認定手續を取りやめることとしましたので、同条第12項の規定により、通知します。	平成 年 月 日付認定手續取りやめ請求書による請求があった認定手續の取りやめについては、 <u>関税法第69条の17第11項</u> の規定により当該認定手續を取りやめることとしましたので、同条第12項の規定により、通知します。
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5966 号	税關様式 C 第 5966 号
通 関 解 放 金 供 託 命 令 書	通 関 解 放 金 供 託 命 令 書
平 成 年 月 日 供託命令通知 第 号 (供 託 命 令 書 番 号)	平 成 年 月 日 供託命令通知 第 号 (供 託 命 令 書 番 号)
殿	殿
(税關官署の長)	(税關官署の長)
印	印
関税法第69条の20第3項の規定により、下記のとおり金銭の供託を命じます。 なお、下記の期限までに当該金銭の全部について供託をせず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしない場合には、同条第11項の規定による認定手続の取りやめを行いません。	関税法第69条の17第3項の規定により、下記のとおり金銭の供託を命じます。 なお、下記の期限までに当該金銭の全部について供託をせず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしない場合には、同条第11項の規定による認定手続の取りやめを行いません。
記	記
開始通知書番号	
供 託 場 所	
供 託 額	
供 託 期 限	平成 年 月 日
開始通知書番号	
供 託 場 所	
供 託 額	
供 託 期 限	平成 年 月 日
(注) 1. 通關解放金供託命令は、輸入差止申立てに係る貨物について認定手続中の貨物が輸入されることより、申立人が被る損害を担保するために行われるもので。供託命令を受けた者は、この命令書に記載された供託期限内に指定された供託場所に金銭を供託し、その供託書正本を供託命令の通知を行った税關官署に提出してください。 2. 供託すべき金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第129条第1項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等のうち振替国債を含む。）で税關長が確實と認めるものをもってこれに代えることができます。 3. 供託命令に対し、関税法第69条の20第6項の規定により、支払保証委託契約を締結した旨の届出を供託期限内に供託命令を行った税關官署に届け出たときは、金銭又は有価証券の供託をしないことができます。	
(注) 1. 通關解放金供託命令は、輸入差止申立てに係る貨物について認定手続中の貨物が輸入されることより、申立人が被る損害を担保するために行われるもので。供託命令を受けた者は、この命令書に記載された供託期限内に指定された供託場所に金銭を供託し、その供託書正本を供託命令の通知を行った税關官署に提出してください。 2. 供託すべき金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第129条第1項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等のうち振替国債を含む。）で税關長が確實と認めるものをもってこれに代えることができます。 3. 供託命令に対し、関税法第69条の17第6項の規定により、支払保証委託契約を締結した旨の届出を供託期限内に供託命令を行った税關官署に届け出たときは、金銭又は有価証券の供託をしないことができます。	
(規格 A4)	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5968 号	税関様式 C 第 5968 号
認定手続継続通知書	認定手続継続通知書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
殿	殿
(税関官署の長)	印
(税関官署の長)	印
<p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知書番号第 号）に係る貨物について平成 年 月 日付認定手続取りやめ請求書により請求があった認定手続の取りやめについては、平成 年 月 日付通関解放金供託命令書（供託命令書番号第 号）により命じた金銭（<u>関税法第69条の20第4項</u>に規定する有価証券を含む。）の供託又は支払い保証委託契約の届出が、当該命令書による期限までに行われなかったため、当該請求に係る認定手続の取りやめを行わないこととしましたので通知します。</p>	<p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知書番号第 号）に係る貨物について平成 年 月 日付認定手続取りやめ請求書により請求があった認定手続の取りやめについては、平成 年 月 日付通關解放金供託命令書（供託命令書番号第 号）により命じた金銭（<u>關稅法第69条の17第4項</u>に規定する有價證券を含む。）の供託又は支払い保証委託契約の届出が、當該命令書による期限までに行われなかったため、當該請求に係る認定手續の取りやめを行わないこととしましたので通知します。</p>
(規格 A4)	(規格 A4)

新旧对照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号） 税關様式】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。